

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱

平成20年4月1日  
広域連合告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第20条第2項の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に係る被保険者証につき通例定める更新の期日より前の期日を定めて交付する被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付)

第2条 短期被保険者証は、保険料を滞納している被保険者がその保険料の納期限から6箇月が経過するまでの間に保険料を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被保険者に対して交付するものとする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他施行規則第13条で定める医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第4条各号に定める事由のいずれかに該当することにより保険料を納付することができないと認められるとき。
- (3) 滞納している保険料につき分割納付の誓約により納付履行中であり、その滞納の額に著しい減少が見込まれるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、短期被保険者証を交付することが適当でないと広域連合長が認めるとき。

2 前項の規定による短期被保険者証の交付は、通例定める期日の被保険者証の更新時又は広域連合長が必要と認める場合に行うものとする。

(短期被保険者証の更新)

第3条 短期被保険者証の更新の期日は、当該短期被保険者証の交付の日から6箇月以内とする。

2 前項の規定による短期被保険者証の更新の期日においても、なお第2条第1項の規定による短期被保険者証の交付対象被保険者に該当する場合は、引き続き当該被保険者に対して短期被保険者証を交付するものとする。

(被保険者証の交付)

第4条 短期被保険者証の交付を受けている被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、短期被保険者証に代えて通例定める更新の期日の被保険者証を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納したとき。
- (2) 滞納している保険料につきその額が著しく減少し、当該被保険者がその滞納の残額について誠実に納付することを確約したとき。

(3) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者であると認められたとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、短期被保険者証の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。